

# 上牧町国民保護計画

## 資料編

平成22年3月

奈良県上牧町



# 資料編目次

資料 1	関係機関連絡先	1
資料 2	町の各部課室における平素の業務	2
資料 3	町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員	3
	参集基準別連絡網	3
資料 4	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第 1 号）	4
資料 5	安否情報収集様式（死亡住民）（様式第 2 号）	5
資料 6	安否情報報告書（様式第 3 号）	6
資料 7	安否情報照会書（様式第 4 号）	7
資料 8	安否情報回答書（様式第 5 号）	8
資料 9	避難施設リスト一覧	9
資料 10	町緊急事態連絡室の構成等〈イメージ〉	10
資料 11	町対策本部の組織構成及び各組織の機能	11
資料 12	被災情報の報告様式	13
	用語定義集	14

## 関係機関連絡先

## 市町村

市町村名	担当課	所在地	NTT電話	NTTFAX	防災無線 電話	防災FAX	休日夜間の連絡先		e-mail(課共用)
							電話番号	連絡先	
平群町	総務財政課	生駒郡平群町 吉新1-1-1	0745- 45-1001	0745- 45-6619	342-212	342-390	0745- 45-1001	宿日直室	<a href="mailto:somu@town.heguri.nara.jp">somu@town.heguri.nara.jp</a>
三郷町	総務課	生駒郡三郷町 勢野西1丁目1-1	0745- 73-2101	0745- 73-6334	343-234	343-490	0745- 73-2101	宿日直室	<a href="mailto:sango1@town.sango.nara.jp">sango1@town.sango.nara.jp</a>
斑鳩町	総務課	生駒郡斑鳩町 法隆寺西3-7-12	0745- 74-1001	0745- 75-4455	344-271	344-590	0745- 74-1001	宿直室	<a href="mailto:soumu@town.ikaruga.nara.jp">soumu@town.ikaruga.nara.jp</a>
安堵町	産業課	生駒郡安堵町 大字東安堵958	0743- 57-1511	0743- 57-1526	345-363	345-590	0743- 57-1511	宿直・日直者	<a href="mailto:sangyou@town.ando.lg.jp">sangyou@town.ando.lg.jp</a>
上牧町	総務課	北葛城郡上牧町 大字上牧3350	0745- 76-1001	0745- 76-1002	424-209	424-591	0745- 76-1001	宿直室	<a href="mailto:pegasust@aioros.ocn.ne.jp">pegasust@aioros.ocn.ne.jp</a>
王寺町	総務課	北葛城郡王寺町 王寺2-1-23	0745- 73-2001	0745- 32-6447	425-233	425-697	0745- 73-2001	宿直室	<a href="mailto:ojsoumu@m4.kcn.ne.jp">ojsoumu@m4.kcn.ne.jp</a>
広陵町	総務課	北葛城郡広陵町 大字南郷583-1	0745- 55-1001	0745- 55-1009	426-390	426-390	0745- 55-1001	宿直室	<a href="mailto:info@town.korvo.nara.jp">info@town.korvo.nara.jp</a>
河合町	総務課	北葛城郡河合町 池部1-1-1	0745- 57-0203	0745- 56-4007	427-222	427-691	0745- 57-0200	保安員室	<a href="mailto:sohmu@town.Kawai.lg.jp">sohmu@town.Kawai.lg.jp</a>

## 消防本部

消防本部(局)名	所在地	NTT電話	NTTFAX	防災無線 電話	防災FAX	e-mail	その他の 連絡方法
西和消防組合 消防本部	北葛城郡王寺町 王寺1丁目1-3	0745- 73-1001	0745- 72-1009	546-332	546-350	<a href="mailto:keibou@seiwa-fd.or.jp">keibou@seiwa-fd.or.jp</a>	

## 自衛隊

部隊等の長及び窓口	区分	所在地	電話	FAX	e-mail	その他の 連絡方法
奈良地方協力本部		奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742- 23-7001	0742- 23-0717		

## 指定公共機関

機関名	担当部署	所在地	NTT電話	NTTFAX	防災無線 電話	防災FAX	その他の 連絡方法
郵便事業者 香芝郵便局	総務課	香芝市下田西2丁目2-10	0745- 76-5401	0745- 78-3673			
西日本電信電話株式会社 奈良支店	総務部	奈良市下三条町1-1	0742- 21-4265	0742- 20-3704			
日本赤十字社 奈良県支部	事業推進課	奈良市大安寺1丁目23-2	0742- 61-5666	0742- 61-5766	574-0	574-7	
日本放送協会 奈良放送局	放送部	奈良市鍋屋町27	0742- 27-5906		572-0	572-7	
日本道路公団 関西支社 南大阪管理事務所	管理課	藤井寺市小山9-3-1	0729- 55-9581	0729- 38-4703			
大阪ガス株式会社 奈良支社	北東部導管部保安 指令センター	東大阪市稲葉2-3-17	0729- 66-5356	0729- 66-5869	577-0	577-7	
関西電力株式会社 奈良営業所	所長室	奈良市大宮町7-1-20	0742- 36-1213	0742- 36-7923			

## 指定地方公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話	FAX	e-mail	その他の 連絡方法
奈良交通株式会社 西大和営業所		北葛城郡王寺町 畠田1-181-1	0745- 73-1123	0745- 32-6219		
社団法人奈良県高圧ガス 保安協会		奈良市大森西町13-12	0742- 33-7192	0742- 33-7193		
社団法人奈良県トラック協 会	適正化事業課	大和郡山市 額田部北町981-6	0743- 23-1200	0743- 56-2228		

## 町の各部課室における平素の業務

部 名	平 素 の 業 務
総務環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町国民保護協議会の運営に関する事</li> <li>・ 町国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関する事</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等に関する事</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練に関する事</li> <li>・ 安否情報の収集体制の整備に関する事</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事</li> <li>・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事</li> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事</li> <li>・ 住民の避難誘導に関する事</li> <li>・ 廃棄物の処理に関する事</li> <li>・ 火葬場等の確保体制の整備に関する事</li> <li>・ ボランティア活動支援体制の整備に関する事</li> </ul>
企画建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関する事</li> </ul>
住民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> </ul>
水 道 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の安定的な供給に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の運営体制の整備に関する事</li> </ul>

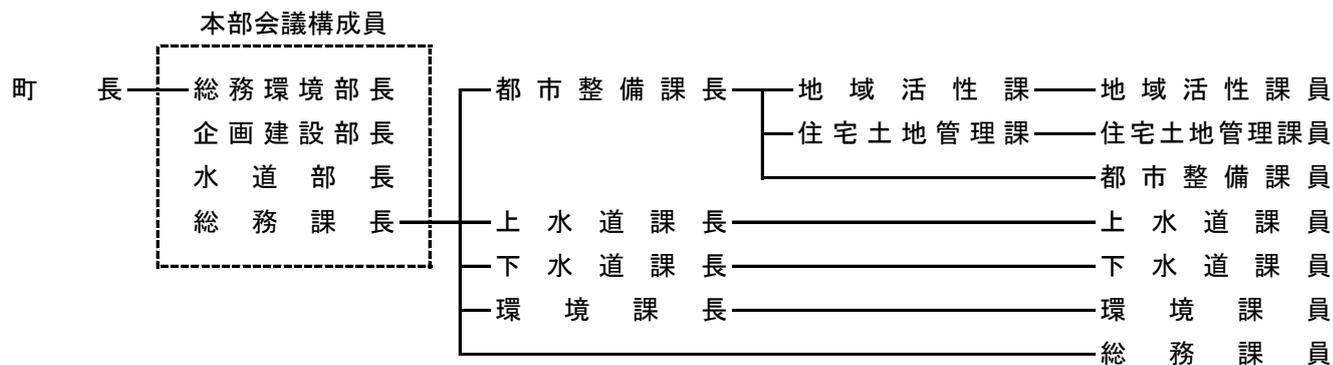
\* 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員

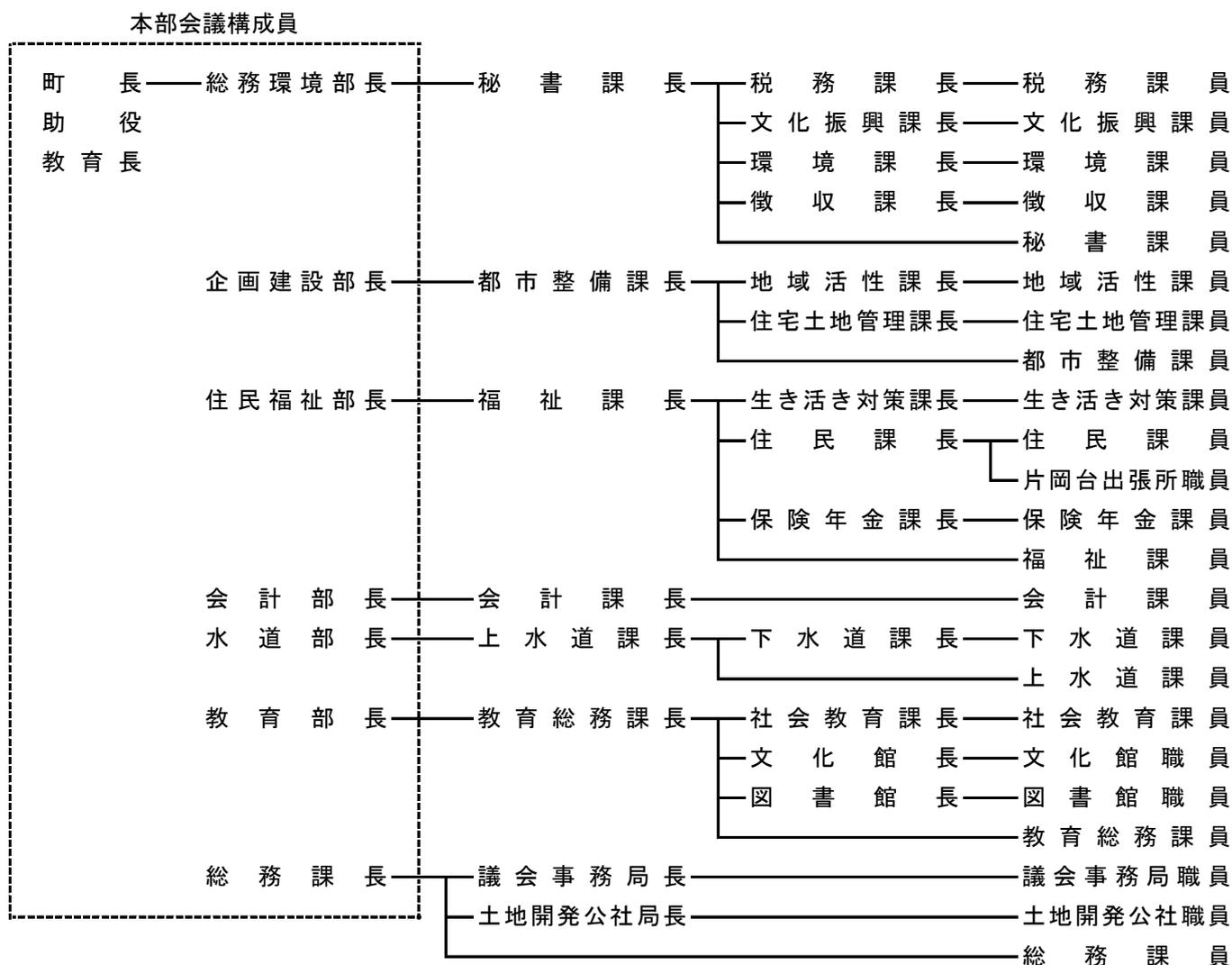
名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
上牧町長	副町長	教育長	総務環境部長

参集基準別連絡網

準備体制及び緊急事態連絡室体制連絡網



町国民保護対策本部体制



第 1 号

式

1

第

1

号

様

式

第

1

号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 様式第2号

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 様式第 4 号 (第 3 条関係)

## 安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日	
申 請 者 住所 (居所) 氏 名			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③ の場合、理由を記入願 います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ( )		
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ( )
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 様式第 5 号

## 安 否 情 報 回 答 書

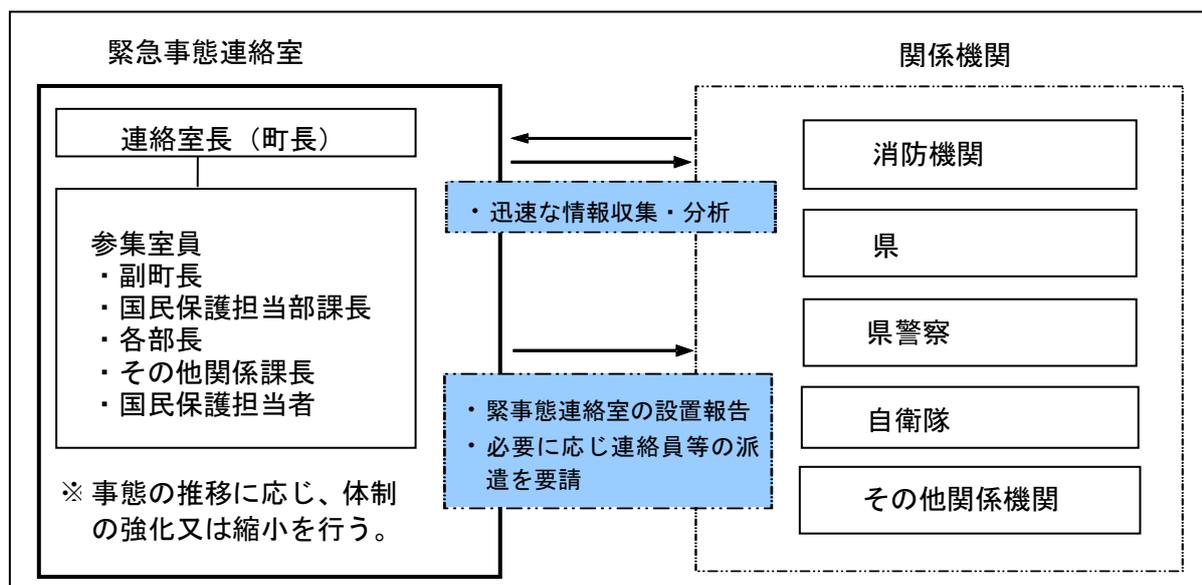
年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 避難施設リスト一覧

施設名	所在地
上牧小学校体育館	北葛城郡上牧町 大字上牧1186番地
米山台公民館	北葛城郡上牧町 米山台5丁目6番1号
米山台老人憩の家	北葛城郡上牧町 米山台1丁目1番1号
上牧中学校体育館	北葛城郡上牧町 大字上牧3349番地
上牧第1町民体育館	北葛城郡上牧町 大字上牧1750番地
三軒屋公民館	北葛城郡上牧町 大字上牧3025番地
五軒屋老人憩の家	北葛城郡上牧町 大字上牧1546番地5
葛城台公民館	北葛城郡上牧町 葛城台3丁目1番2号
松里園消防コミュニティーセンター	北葛城郡上牧町 松里園3丁目11番4号
松里園公民館	北葛城郡上牧町 松里園1丁目11番11号
南上牧公民館	北葛城郡上牧町 大字上牧1番地
上牧町立文化館	北葛城郡上牧町 大字上牧3892番地
第1集会所	北葛城郡上牧町 大字上牧3764番地
第2集会所	北葛城郡上牧町 大字上牧3719番16
服部老人憩の家	北葛城郡上牧町 服部台1丁目3番41号
友が丘老人憩の家	北葛城郡上牧町 友が丘1丁目10番14号
上牧第2中学校体育館	北葛城郡上牧町 大字下牧35番地
梅が丘老人憩の家	北葛城郡上牧町 下牧7丁目22番22号
緑ヶ丘公民館	北葛城郡上牧町 緑ヶ丘1丁目8番7号
下牧文化会館	北葛城郡上牧町 下牧2丁目9番22号
西和養護学校体育館	北葛城郡上牧町 大字下牧1010番地
片岡台1丁目公民館	北葛城郡上牧町 片岡台1丁目5番地
片岡台2丁目公民館	北葛城郡上牧町 片岡台2丁目10番地
片岡台3丁目コミュニティセンター	北葛城郡上牧町 片岡台3丁目1番地
片岡台老人憩の家	北葛城郡上牧町 片岡台3丁目1番地
上牧第2小学校体育館	北葛城郡上牧町 片岡台3丁目2番地
桜ヶ丘老人憩の家	北葛城郡上牧町 桜ヶ丘3丁目34番地3
上牧第2町民体育館	北葛城郡上牧町 桜ヶ丘3丁目12番地
桜ヶ丘公民館	北葛城郡上牧町 桜ヶ丘2丁目15番地
滝川台公民館	北葛城郡上牧町 滝川台1丁目10番12号
上牧町文化センター	北葛城郡上牧町 大字上牧3241番地
上牧第3小学校体育館	北葛城郡上牧町 大字上牧3100番地
新町老人憩の家	北葛城郡上牧町 大字上牧2622番地1
新町第1公民館	北葛城郡上牧町 大字上牧2546番地
ゆりが丘コミュニティセンター	北葛城郡上牧町 大字下牧952番地16外

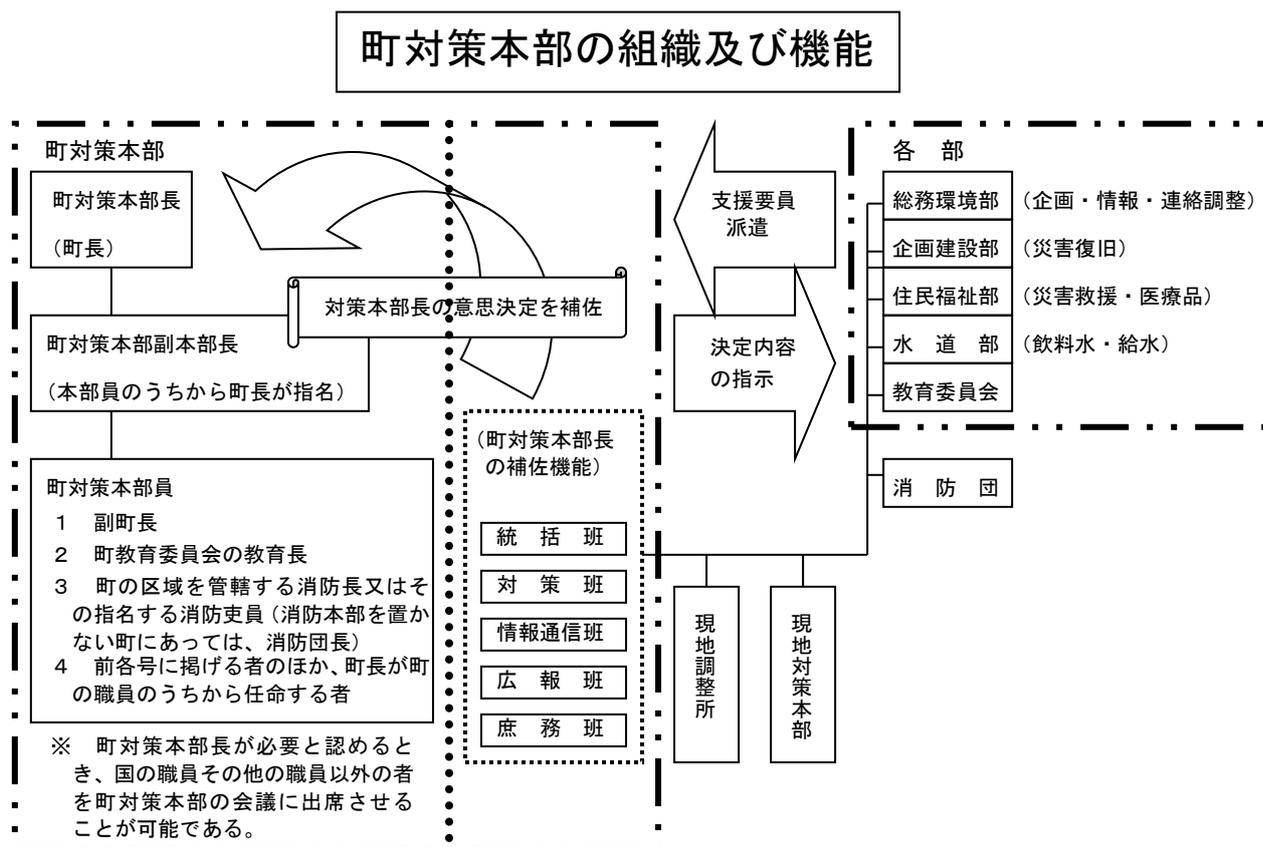
※【町緊急事態連絡室の構成等】＜イメージ＞



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

※【町対策本部の組織構成及び各組織の機能例】



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする（町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【町対策本部長の補佐機能の編成】

	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐</li> <li>町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防救援隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項</li> <li>県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>

	機 能
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況</li> <li>○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>・ 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>・ 通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町対策本部員や超対策本部職員のローテーション管理</li> <li>・ 町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

【町の各部における武力攻撃事態等における業務】

	武力攻撃事態等における業務
総務環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 安否情報の収集に関すること</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達通知に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付に関すること</li> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関すること</li> <li>・ 住民の避難誘導に関すること</li> <li>・ 廃棄物処理に関すること</li> <li>・ 被災住民への現場広聴に関すること</li> </ul>
企画建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧に関すること</li> </ul>
住民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> </ul>
水 道 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の安定的な供給に関すること</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の運営・管理に関すること</li> </ul>

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日  
 奈 良 県  
 時 分

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
  - (1) 発生日時 平成 年 月 日
  - (2) 発生場所 〇〇市町村△△(町、字名) □□(地番等) (北緯 度、東経 度)
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

# 用語定義集

## あ 行

用語	用語の意義	法律・政令
<b>NBC攻撃</b>	核兵器(Nuclear)、生物兵器(Biological)、化学兵器(Cheical)による攻撃。	
<b>応急公用負担</b>	都道府県知事や市町村長が他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。 この職権を行使できる要件は、次のとおりである。 1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であること 2 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときであること	国民保護法第113条

## か 行

用語	用語の意義	法律・政令
<b>危険物質等</b>	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む)で、施行令で定めるもの。  例) ガソリン、火薬類、毒物・劇物、高圧ガス、核燃料物質、生物化学兵器に使用されるような生物剤化学兵器に使用されるような化学剤等	国民保護法第103条第1項  国民保護法施行令第28条
<b>汚い爆弾(ダーティーボム)</b>	攻撃の目標とされた地域一帯に放射性物質をまき散らす目的で使用される一般的な爆発物。	
<b>基本指針</b>	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。	国民保護法第32条
<b>緊急消防援助隊</b>	消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条の4第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。 広域応援体制の充実強化を図るために法定化され、全国の消防本部が隊を登録している。	
<b>緊急処理事態</b>	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(いわゆる大規模テロ等)で、国家として緊急に対処することが必要なもの。	事態対処法第25条第1項
<b>国の対策本部</b>	対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣に設置するもので、正式には武力攻撃事態等対策本部という。 国の対策本部を置いたときは、内閣総理大臣は、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならないと規定されている。	事態対処法第10条第1項  国民保護法第24条
<b>国の対策本部長</b>	国の対策本部の長のことで、正式には武力攻撃事態等対策本部長という。 内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときはそのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てると規定されている。	事態対処法第11条第1項
<b>警戒区域</b>	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必	国民保護法第114条

	<p>要があると認めるときに市町村長が設定することができる区域。 都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときには、自ら警戒区域を設定できる。 警戒区域内への立入制限や立入禁止又は区域からの退去を命ずることができる」とされている。</p>	
<u>県国民保護協議会</u>	<p>県の区域に係る国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために設置された機関。 県国民保護協議会の所掌事務は、知事の諮問に応じて県の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し知事に意見を述べることである。</p>	<p>国民保護法 第37条 第38条</p>
<u>県(の)対策本部</u>	<p>対処基本方針の閣議決定により、総務大臣を経由して内閣総理大臣から対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けて知事が設置するものであり、正式には奈良県国民保護対策本部という。</p>	<p>国民保護法 第25条 第27条</p>
<u>県(の)対策本部長</u>	<p>県の対策本部の長のことで、正式には奈良県国民保護対策本部長という。 権限などについては「奈良県国民保護対策本部等に関する条例」に規定されている。</p>	<p>国民保護法 第28条</p>
<u>広域緊急援助隊</u>	<p>大規模災害に即応でき、かつ高度の救出救助能力等を持つエキスパートチーム。全国全ての都道府県警察に設置されている。</p>	
<u>国際人道法</u>	<p>1949年8月12日ジュネーヴ諸条約とジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書及び陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約等、人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものを指す。 具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めたもの。</p>	
<u>国民の保護のための措置</u> <u>(国民保護措置)</u>	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置。 (同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)次に掲げる措置。</p> <p>一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置 イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置 ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置 ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置 ニ 輸送及び通信に関する措置 ホ 国民の生活の安定に関する措置 ヘ 被害の復旧に関する措置</p>	<p>国民保護法 第2条第3項</p> <p>事態対処法 第22条 第1号</p>
<u>国民保護法</u>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)</p>	
<u>(国民の保護に関する)業務計画</u>	<p>指定公共機関が基本指針に基づき、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき、それぞれが実施する国民保護措置の内容や実施方法などに関して定める計画のこと。</p>	<p>国民保護法 第36条</p>

さ 行

用 語	用 語 の 意 義	法律・政令
-----	-----------	-------

<b>事態対処法</b>	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	国民保護法第1条
<b>指定公共機関</b>	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、施行令で定められた機関。	事態対処法第2条第1項第6号
<b>指定地方公共機関</b>	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの。	国民保護法第2条第2項
<b>指定公共機関等</b>	指定公共機関及び指定地方公共機関。	
<b>指定行政機関</b>	いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。  内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省	事態対処法第2条  事態対処法施行令第1条
<b>指定地方行政機関</b>	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、施行令において定められた機関。  沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台管区海上保安本部	事態対処法第2条  事態対処法施行令第2条
<b>生活関連等施設</b>	武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次のいずれかに該当する施設で、施行令で定めるもの。 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設  例) 一定条件以上の発電所、浄水施設、危険物等の取扱所、放送施設、駅等	国民保護法第102条第1項

#### た～な 行

用語	用語の意義	法律・政令
<b>対処基本方針</b>	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。	事態対処法第9条
<b>特定物資</b>	救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うもの。 救援に必要な物資とは、医薬品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る）、燃料、などをいう。	国民保護法第81条

<b>(奈良県)地域防災計画</b>	災害対策基本法により都道府県及び市町村防災会議が作成を義務づけられている防災に関する計画。 自然災害、大規模な火事・爆発その他を対象とする。	災害対策基本法第40条
--------------------	---	-------------

は 行

用 語	用 語 の 意 義	法律・政令
<b>避難実施要領</b>	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関し定める要領。	国民保護法第61条
<b>武力攻撃</b>	我が国に対する外部からの武力攻撃。 (計画においては、4類型を想定している。)	事態対処法第2条第1項第1号
<b>武力攻撃原子力災害</b>	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害のこと。	国民保護法第105条
<b>武力攻撃災害</b>	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。	国民保護法第2条第4項
<b>武力攻撃事態</b>	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。	事態対処法第2条第1項第2号
<b>武力攻撃予測事態</b>	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測されるに至った事態。	事態対処法第2条第1項第3号
<b>武力攻撃事態等</b>	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。	事態対処法第1条
<b>防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</b> (Emergency Planning Zone)	緊急事態が発生した場合の周辺住民等への迅速な情報提供などの手段の確保、緊急時環境放射能モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の周知、避難経路及び場所の明示など、防災対策を準備しておくため、あらかじめ影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から原子力施設の周辺に十分な余裕をもった一定範囲に区間を決めておき、その範囲に対して防災対策を充実させておくことによって緊急事態に対処できる、とされる範囲のこと。	

ら 行

用 語	用 語 の 意 義	法律・政令
<b>利用指針</b>	武力攻撃事態等において、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう）の利用に関し、国民保護措置を含む対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために国の対策本部長が定めることができる指針のこと。	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条等